京都ボランティアバンク補助金　Q＆A集

1. **スタートアップ支援補助金**

Q1．2023年度の「ほっぷ」に申請を考えていますが、団体を設立したのは2023年4月以降（2023年度内）になります。申請する事はできますか。

A．　申請する事はできません。次年度（2024年度）に設立１年目として、申請が可能です。

**②ボランティア活動継続支援補助金**

Q2．楽器演奏による慰問演奏を行っている団体です。年間の練習場所の賃借料は対象になりますか。

A．　経常経費となるため対象になりません。しかし、会員のスキルアップ目的として新しく行う研修等の今年度のみ発生する賃借料・講師謝金等の費用は経常経費ではない為、対象となります。

Q3．外部団体が行っている活動者のスキルアップ研修・勉強会等への参加費は対象になりますか。

A．　対象になります。しかし、同様の目的において、毎年参加する研修・勉強会等については経常経費にあたるため、対象となりません。

**③地域課題支え合い補助金**

Q4．地域における買い物支援として、希望者のお宅からスーパーまで、送迎活動を行っています。「サポート」に申請し、ガソリン代等の経常経費に活用することは可能ですか。

A．　可能です。経常経費の内、申請事業に関する費用に限り、対象となります。

Q5．コロナ禍で団体のモチベーションが低下しているので、モチベーションアップを図るべく講座を企画しています。対象となりますか。

A．「地域課題の解決」と「住民とボランティア団体の新たなつながりの創出」がなされる内容であるかがポイントとなります。この場合、①団体のモチベーション低下による活動の停滞等が地域の課題となっていること、②これまで交流の少なかった団体同士・ボランティア活動に関心のある住民等で集まり、共に学ぶという様な内容であれば、サポートの対象となります。

**④．社協ボランティア振興チャレンジ補助金**

Q6．昨年度、「チャレンジ」の補助を受けた事業を実施していく中で、継続して事業の実施、深化が必要と考えました。再度申請を行うことは可能ですか。

A．　可能です。しかし、昨年度と取り組み内容が変わらない（昨年度を踏まえて発展しない）ものについては対象となりません。

京都ボランティアバンク補助金をご活用いただく際に、本会へ多く寄せられた質問をもとにQ＆A集を作成しました。御参考下さい。

**京都ボランティアバンク補助金全体について**

Q7．物品購入について、申請の際に提出した見積書物品（スピーカーA）から別の物品（スピーカーB）へ購入物を変更する事は可能ですか。

A．　提出いただいた見積書の物品を購入する事について審査を行っている為、原則的に変更は出来ません。しかし、販売停止等の特別な事由が発生した場合は検討を行うことが可能ですので、必ず購入前に申請を行った市町村社会福祉協議会へ御相談ください。

Q8．他の助成金に京都ボランティアバンク補助金と並行して申請を行っており、採択を受けることが出来ました。しかし、京都ボランティアバンク補助金の補助額の方が大きいため、他の助成金を辞退し、京都ボランティアバンク補助金の補助を受ける事は可能ですか。

A．　京都ボランティアバンク補助金では、各団体が各市町村における補助及び民間助成を受けることが出来なかった場合の支援及び各補助金・助成金を獲得する力が身につくまでの支援を重点としています。その点からも、他の助成金を辞退し、京都ボランティアバンク補助金の補助を受ける事は出来ません。

Q9．市町村社会福祉協議会からも補助を受ける事業があります。市町村社会福祉協議会から補助を受けない別事業については、京都ボランティアバンク補助金に申請する事は可能ですか。

A．　可能です。

Q10．京都ボランティアバンク補助金に申請していた取り組みが台風（災害）で中止になりました。準備期間に物品購入等により費用が発生しましたが、その費用について京都ボランティアバンク補助金を活用可能ですか。

A．　可能です。運営委員会において、台風（災害）による中止については配慮しますので、市町村社会福祉協議会へ御相談ください。しかし、申請された取り組みについて、審査前・決定後によって下記の通り、対応が分かれますことを御了承下さい。

　　 【審査前】事前に提出いただいている申請・予算書をもって、中止されなかった（補助を活用した）部分についての審査を運営員会にて行います。

　　 【決定後】補助が決定された取り組みの中で、中止されなかった（補助を活用した）部分への補助を行います。

Q11．京都ボランティアバンク補助金で補助対象外としているサークル活動や趣味的な活動について教えて

ください。

1. 申請団体の活動目的として、会員同士の交流等を主に取り組んでいる団体を示します。

Q12．京都ボランティアバンク補助金で対象とならない経費として「対内的な活動に係る経費」について教えてください。

A．　会員のみ対象とした交流会や役員会の開催に係る経費等については対象外としております。

京都ボランティアバンク補助金は、京都府内のボランティア活動を応援します。予算の限りがございますので、すべてにお応えする事は難しいですが出来うる限り、取り組んでまいります。

**ご不明点がありましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。**